

## 「大学の自治」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年5月26日）

「大学自治」についてどのようにお考えでしょうか。

【回答】（回答日：2016年7月11日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

大学の自治の本質については、種々議論があるところであり、その全体像を軽々に論ずることはできませんが、吉田南1号館封鎖事件との関係では次の2点を指摘できます。

- ① 大学の自治は治外法権を含意しません。学内において犯罪行為を行った者に対しては、刑事司法として対処がなされるべきです。
- ② 大学は、教育機関ですから、その学生に対して、予め設定されたカリキュラムに基づく教育を提供する義務を負います。このような教育機関としての義務を放棄するとき、大学にはその自治を主張する資格がありません。したがって、教育を提供する義務を全うするために、大学はあらゆる手段を尽くさなければなりません。